

令和4年第1回見附市教育委員会定例会 議事録

○招集日時 令和4年2月22日(月)14時00分

○招集場所 見附市役所 402会議室

○会議に付した議件

議第1号 専決処分について(令和3年度見附市子育て世帯臨時特別支援事業
(子育て世帯への臨時特別給付)支給事務実施要領の制定について)

議第2号 専決処分について(令和3年度一般会計補正予算(第8号)のうち教
育関係予算について)

議第3号 専決処分について(令和3年度一般会計補正予算(第9号)のうち教
育関係予算について)

議第4号 学校薬剤師の委嘱及び解職について

議第5号 見附市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について

議第6号 見附市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議第7号 見附市立学校財務事務取扱要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第8号 見附市保育所等施設整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
の制定について

議第9号 見附市保育対策総合支援事業補助金交付要領の一部を改正する要領の
制定について

議第10号 令和4年度一般会計予算案(教育関係)に関する意見の聴取について

議第11号 令和3年度一般会計補正予算(見積書)のうち教育関係予算の原案に
ついて

議第12号 教職員(管理職)人事の内申について

議第13号 令和3年度見附市子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付)支給事務実施要領の一部を改正する要領の制定について

○出席者(5名)

教 育 長 渡 邊 茂 夫

委 員 小 林 弘 武

委 員 小 倉 美 砂 子

委 員 齋 藤 義 章

委 員 齋 木 可 奈 子

○事務局出席者

教育部長兼教育総務課長 森 澤 亜 土

学校教育課長 糀 谷 正 夫

こども課長 伴 内 正 美

まちづくり課長 大 野 務

教育総務課長補佐 湊 屋 一 樹

学校教育課長補佐 関 拓 也

こども課長補佐 高 藤 英 紀

教育総務課係長 山 谷 一 憲

14時00分開会

教 育 長

只今より、令和4年第1回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

現在の出席者5人全員でございます。

教 育 長

日程第1 議事録署名委員の指名を行ないます。

議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により齋藤委員を指名します。

教 育 長

日程第2 報告事項、報告1「教育委員会関係における新型コロナウイルス感染症の状況について」学校関係から順に報告願います。

学校教育課長

「教育委員会関係における新型コロナウイルス感染症の状況について」学校教育課関係を説明します。

これまで見附市内で新型コロナウイルス陽性の児童生徒は少なかったのですが、1月に入り見附市でもオミクロン株の脅威がじわじわと押し寄せてきております。

児童生徒、教職員が新型コロナウイルスに感染し、感染拡大防止のため臨時休業、学年閉鎖等の措置をとる学校が出てきております。

1月に入り臨時休業を行った学校が3校、2月は本日22日までに4校、学年閉鎖が1校となっております。以上です。

教育部長兼教育総務課長

続きまして、教育総務課の所管業務について報告いたします。

今ほど学校教育課より説明がありました通り、本日22日までに延べ8回に渡り学校の臨時休業等が実施されております。その際に当該校において「学校給食の停

止」「学校施設開放の中止」および「冬の通学支援」「スクールバスの運行」を停止いたしております。以上であります。

こども課長

こども課関係の状況について説明いたします。

第6派といわれている状況の中で、保育園関係におきましても1月中旬以降から感染者が発生している状況であります。公立保育園におきましては、職員が感染したことにより施設名を公表し休園措置をとったものとして、桜保育園が1月18日～24日まで休園、本所保育園が2月13日～19日まで休園、名木野保育園が2月14日～17日まで休園。

そのほか、職員の感染があったものの、園運営には支障がなく休園措置をとらないため公表しなかったケースが1件、園児の感染により、感染者が特定されることを避けるため、施設名は公表せずに1日の休園措置を取ったケースが2件、園児の感染があったものの、園運営には支障がなく休園措置をとらないため公表しなかったケースが1件。

そのほか、こども課職員2名の感染を公表しています。

私立保育園等については、感染者発生時は、それぞれの運営者が対応することとし、市から私立保育園等の感染状況を公表することはしていない状況であります。

次に、保育園以外のこども課の事業等の対応についてです。

1月以降の子育て支援センターの状況ですが、保育園の休園に伴う緊急保育体制構築のため1月19日～23日まで子育て支援センターを休館し、緊急保育対応の準備をしました。なお、結果的に保育園の休園に伴い緊急保育の利用者はいませんでした。

現在、子育て支援センターにおいては、土日祝日以外は通常開館としております。

また、母子保健関係においては、担当医師と相談し、集団健診を延期するケース

が生じております。離乳食教室やパパママ学級など集団で行う事業につきましては、オンラインで開催するなど感染拡大防止のための手段を検討しながら実施しているところであります。

放課後児童クラブにつきましては、小学校の休校等が生じた場合には学校に準じた期間を休業としているところでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問はありませんか。

齋 木 委 員

ある学校でコロナ陽性者が出てしまった時に、学校から最初のメールが来てから次のメール連絡「濃厚接触者には連絡済みなので、他の方は大丈夫です」が来るまでに、少し時間がかかった。連絡を待ちきれず学校に電話をしたところ、学校のメールサーバーの調子が悪く、連絡することができなかった、というお話しでした。

その時に、教育委員会から「現在、学校のメールサーバーの調子が悪いので、代わりに教育委員会からメールを送ります。」というような、横のつながりで連絡が少しでも早く来ると良かったかなと思いました。

個人情報のやりとりもあると思いますが、その辺いかがでしょうか。

学校教育課長

確かに保護者の皆様にとっては、続報が早く来て欲しいというお気持ちは良く分かります。

学校からの最初のメールでは「濃厚接触者になるお子さんについては、学校から連絡が行きます」という内容の配信だったかと思います。濃厚接触者になるかならないかで、仕事に行けるか行けないかということは、良く分かりますが、学校としては、感染拡大防止ということで、濃厚接触者の特定は慎重に行うことが第一。そ

して、個別の事案に全て対応していくと、ひとつ対応すると次も対応することになりますので、メールの中では必要最小限の情報出しをして行く、ということにしています。連絡が来なければ「うちの子は大丈夫だった」と判断していただくしかないかと思えます。

また、学校再開に向けた連絡で、メールサーバーの調子が悪かったことについては、メールを配信する時に停電してしまい、若干時間はかかったという報告は受けています。各学校が配信するメールについては、学校から一件ずつ緊急メール登録することで、学校と家庭との約束事を取り交わしているものですので、教育委員会が違うルートで情報を得るということは、個人情報保護の観点からもできないので、各学校の緊急メールについては教育委員会が代わりに配信するということは考えておりません。

小 倉 委 員

学校で感染者が出て休校や学年閉鎖した場合、学校から緊急メールやお便りが来ますが、今後の対応などの情報がザックリしたものだとは保護者はどうしたら良いか不安ではないかと思う。私も保護者同士の繋がりで「どうする？」と憶測が飛び交うような状況です。例えば、「学校から連絡が来るまで家族も待機してください」など、今後どうすれば良いか家庭内でも安心できる情報があると良いと感じました。

学校教育課長

臨時休業等になった場合に、学校から発出されるメールについては、基本的には7日間程度の不要不急の外出はしない、休業期間中は自宅で過ごす、臨時休業が開けても放課後は家庭で過ごしてもらおう、ということが各学校のメール文に記載されています。ですので、臨時休業期間中においては、学校が再開されるまでは、基本的には自宅で過ごしてもらおうということになります。

再開後については、各学校によって細かい指示が出されると思いますが、臨時休

業に当たっての基本的なメール文の発出については、校長会の共通事項の中で発出されていますので、特段どこの学校は詳しくするなどは、今のところ考えていません。

休業になった場合は、感染を広げない、貰わないということが原則ですので、自宅で過ごしていただきたいということになっています。詳しい情報が欲しいというお気持ちは良く分かりますが、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

小 倉 委 員

デリケートな問題と思いますが、問い合わせ窓口担当の先生の記載もあるので、心配であれば個人的に問い合わせようと思います。

学校教育課長

その対応をお願いします。

教 育 長

ほかにご質問はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

次に、報告2「12月市議会定例会一般質問について」を教育部長より説明願います。

教育部長兼教育総務課長

「12月市議会定例会一般質問について」ご報告いたします。

今回の一般質問の通告で教育委員会関連のものとしましては、樺沢議員、浅野議員、木原議員、石田議員、佐野勇議員の5名から質問がありました。その概要について報告いたします。

まず、樺沢議員から「中学校部活の地域移行スケジュールと今後の在り方を問う」

質問がありました。

現在の部活の現状としましては、少子化の進行により生徒・教員数が減少し、生徒個々のニーズにあった部活が維持できなくなっていることや教員の働き方改革が社会的に要請されていることから、国は子どもたちのスポーツ指導の担い手を「学校」から「地域」へ移行させていく方針を示していることを説明いたしました。

市としましては、他市の動向も参考に、当市の導入方法については、中学校長会やスポーツ協会などと協議を重ね、関係者による準備会の開催や市民や保護者に向けた広報を行うことを説明しました。

また、令和4年度に、外部顧問を中心とした休日の合同練習の仕組みを作り可能な競技から実施すること。併せて地域移行の検討委員会を開催し、令和5年度以降の動きを議論していくことを答弁いたしました。

また、生徒個々のニーズ実現の観点から、運動部に限らず文化部についても地域移行を検討していくことを申し添えております。

次に、浅野議員からは「見附市の子育て支援と教育についての市長の考えを問う」質問がありました。

まず、「子育て支援」については、市長が特に重視して取組みたい施策の一つであり、行政のみならず、地域や企業あらゆる年代が一緒になって子育て環境づくりを進めて行きたいこと。

また、以前から取り組んでいる「子育てするなら見附」を更に推進するため、放課後児童クラブの一層の充実や、子どもの居場所づくりの整備、小児医療を充実するために医師の確保に力を注いで行きたいことを市長が答弁いたしました。

「教育」についても「共創郷育」の理念のもとに学校と園・家庭・地域が一体となり、心身共に健やかにかつ教育の質を向上させて行くこと。

また、ICT化やSDGs、カーボンニュートラルの推進など、時代を捉えた教

育も大切にしていきたい旨の市長答弁がありました。

また、「0歳から2歳の保育料の無償化・補助金の支給を問う」質問については、全国的にも取組み事例が僅少であること。

また、現在当市に在籍する当該園児460人を無償化した場合を試算すると、市費負担が年額約1億450万円増になることや、現在家庭で保育されている未満児たちの入園希望が増加することが予想され、施設改修費の確保や保育士不足の中での人材確保など、様々な課題が想定されることから0歳から2歳の保育料の無償化は現段階では考えていないことを説明いたしました。

なお、補助金についても同様の理由で難しい旨答弁いたしました。

次に、木原議員の「子どもの居場所整備事業について」の質問であります。まず事業の概要として、令和元年度に病院事業会計で職員駐車場の確保を目的に旧ツタヤの土地・建物を取得したこと。そのうち職員駐車場以外の土地・建物を「子どもの居場所整備事業」予定地として検討していることを説明いたしました。

建物の概要としましては、延べ床面積約1千平米。構造は鉄骨づくり亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建てで、築24年が経過していること。

今後の事業計画については、令和3年11月に設計業務委託契約を締結し、令和4年度に約2億円程度をかけて改修工事を実施し、令和5年度以降にオープンするスケジュールを説明しました。

次に、石田議員からは「中学生にヤングケアラーや生活保護などを想定した社会保障制度等を学習する教材を作成し、見附市独自のセーフティネット教育を実施できないか」という質問がありました。

社会保障制度を学ぶことは、これからの社会を生き抜く生徒たちにとっては重要なことですが、現行の学習指導要領では中学3年生の社会科の学習内容として取り上げられており、個別制度の詳細な内容を学ぶより、国が保障する様々な権

利・義務、社会の仕組みや経済の動きといった大枠を理解する学びを想定していること。

また、議員がセーフティーネット教育の実施機会として提案している学習指導要領で規定している「学級活動」については、3つの学習領域に17の学習内容が既に定められており、取扱う学習内容とは結び付かないものと思われるので、現段階では導入を考えていないことを答弁いたしました。

最後に、佐野勇議員から「見附市の文化財の現況と保存・継承の課題について」の質問がありました。当市の指定文化財は総数28件あり、うち国指定が1件、県指定が3件、市指定が24件あることや、文化財の種別や指定年、文化財指定の手順等について説明いたしました。

また、保存・継承の課題については、現在、適切に保存・継承が行われていますが、近い将来、有形文化財の管理者や無形文化財の担い手の高齢化が進み、適切な保存・継承が行われていくか懸念されるため、管理状況を確認し、指導助言や必要な支援を行っていくことを答弁いたしました。

以上であります。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

次に、報告3「小・中・特別支援学校卒業式への臨席について」を教育部長より説明願います。

教育部長兼教育総務課長

「小・中・特別支援学校卒業式への臨席について」ご報告いたします。

先に連絡させていただきました令和3年度卒業式への出席割振りについてであります

が、新型コロナ第6波の拡大を受け、卒業式案内の是非を各校の判断に委ねさせて頂きました。ご対応をよろしくお願いいたします。以上であります。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、以上で報告事項を終了します。

教 育 長

日程第3、議第1号「専決処分について（令和3年度見附市子育て世帯臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付）支給事務実施要領の制定について）」を議題といたします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第1号「専決処分について」説明いたします。

令和3年度見附市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付）支給事務実施要領の制定について、専決処分をしましたので、ご承認をお願いするものでございます。

要領制定の理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の国の新たな給付金に対応するためのもので、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、一定の所得制限を設ける中で、0歳から18歳以下の児童一人当たり10万円の給付を行うための要領を制定したものです。

次に、条文について説明いたします。

第1条は本要領の「目的」、第2条は用語の「定義」について定めたものでございます。

第3条は「子育て特別給付金の支給」、第4条は「一般支給対象者に対する支給の申込み」、第5条は「一般支給対象者に対する支給の方式」について定めたものでございます。

第6条は「申請を要する支給対象者に係る申請受付開始日及び申請期限」、第7条は「申請を要する支給対象者に係る申請及び支給の方式」、第8条は「新生児支給対象者に係る申請及び支給の方式」、第9条は「代理による申請」について定めたものでございます。

第10条は「申請を要する支給対象者に対する支給の決定」、第11条は「子育て特別給付金の支給等に関する周知」、第12条は「申請が行われなかった場合の取扱い」、第13条は「不当利得の返還」について定め、第14条において「受給権の譲渡又は担保の禁止」、第15条において「その他」として「この要領の実施のために必要な事項は、市長が別に定める」と規定したものでございます。

附則におきまして、この要領は、令和3年12月14日から施行するものであります。別記にて「支給対象者」並びに「対象児童」について定めたものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

教 育 長

次に、議第2号「専決処分について（令和3年度一般会計補正予算（第8号）のうち教育関係予算について）」並びに、議第3号「専決処分について（令和3年度一般会計補正予算（第9号）のうち教育関係予算について）」の2案を一括して議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第2号「専決処分について」説明いたします。

「令和3年度一般会計補正予算（第8号）のうち教育関係予算について」令和3年12月6日付けで専決処分をしましたので、ご承認をお願いするものです。

本専決については、議第1号「専決処分」においてご承認をいただきました、「令和3年度見附市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付）」支給事務に対応するためのものでございます。

3款2項児童福祉費6目、子育て世帯等臨時特別支援事業費の増、2億9,500万円は、児童一人当たり10万円の給付を行うもののうち、先行給付分として一人当たり5万円分を計上したものでございます。

内訳につきましては、給付金として、5,840人分の2億9,200万円のほか、システム改修費等、合計2億9,500万円を増額補正したものでございます。

続きまして、議第3号「専決処分について」説明いたします。

令和3年度一般会計補正予算（第9号）のうち教育関係予算について令和3年12月14日付けで専決処分をしましたので、ご承認をお願いするものです。

本専決については、議第1号専決処分においてご承認をいただきました、令和3年度見附市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付）支給事

務に対応するためのものであり、議第2号で説明させていただいた補正予算分と合わせて、対象者に給付するためのものがございます。

3款2項児童福祉費6目、子育て世帯等臨時特別支援事業費の増、2億9,500万円は、児童一人当たり10万円の給付を行うもののうち、先行給付分のほか、残りの一人当たり5万円分を計上したものでございます。

内訳につきましては、給付金として、5,840人分の2億9,200万円のほか、システム改修費等、合計2億9,500万円を増額補正したものでございます。

なお、本給付金については、国の方針により、同事業に対して補正予算の専決処分が2回にわたってしまいましたが、本市の給付においては、10万円分を現金一括により給付しております。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありますか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本2案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、本2案は原案のとおり承認されました。

教 育 長

次に、議第4号「学校薬剤師の委嘱及び解職について」を議題とします。

学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第4号「学校薬剤師の委嘱及び解職について」ご説明いたします。

長岡市薬剤師会より、学校薬剤師変更の申し入れがあり、後任の学校薬剤師については、同薬剤師会より推薦があり適任であると考えました。

つきましては、学校薬剤師として、見附第二小学校の丸山純也さんへの委嘱と内山拓郎さんの解職、葛巻小学校の藤川晶子さんへの委嘱と佐藤日高さんの解嘱、新潟潟小学校の内山拓郎さんへの委嘱と佐藤日高さんの解嘱、今町中学校の佐藤日高さんへの委嘱と佐藤洋子さんの解嘱をお願いするものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定しました。

教 育 長

次に、議第5号「見附市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第5号「見附市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。

最初に一部改正の理由でございますが、厚生労働省が定めている「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部を改正する省令が施行され、家庭的保育事業等に関する基準が改められたことによるものでございます。

このことから、市の条例で定めている家庭的保育事業等についても、国の省令改正にならい、関係部分を改めるものでございます。

次に、改正内容について説明いたします。

今回の主な改正は、家庭的保育事業者等の運営に関することであり、家庭的保育事業を実施する事業者及びその職員は、諸記録等の作成、保存等については、書面に代えて、電磁的記録により行うことができることとするものでございます。

その他、家庭的保育施設での保育の提供を終えた後の連携施設における教育の定義の及ぶ範囲や、利用乳幼児についての範囲の改正を行うものであります。

次に条文について説明いたします。

目次中、「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）」を「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）」「第6章 雑則（第49条）」に改めます。

第6条第1項本文中「第3号において」を「以下この条において」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第5項中「行う者」を「行う施設」に改めます。

本則に「第6章雑則」を加え、第49条において、電磁的記録に関して規定するものでございます。

附則におきまして、この条例の施行日を公布の日からと定めるものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定しました。

なお、本議案は条例の改正案ですので、市議会に提出することにいたします。

教 育 長

次に、議第6号「見附市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第6号「見附市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。

最初に一部改正の理由でございますが、内閣府が定めている「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び、子ども・子育て支援法施行規則」の一部を改正する府令が施行されたことに伴い、市の条例についても関係部分を改めるものでございます。

次に、改正内容について説明いたします。

今回の主な改正は、デジタル化の推進に伴い、子ども・子育て支援新制度において、保育所等の事業者等が作成、保存等を行うものや、保育所等と保護者との間の手続き等に関係するもので、書面等によることが規定又は想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加する改正を行うものであります。

その他、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を終えた後の教育・保育について、特定教育・保育施設等との連携の取り扱いについての改正を行うものであります。

次に条文について説明いたします。

目次中、「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」を「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」「第4章 雑則（第53条）」に改めます。

第5条第2項から第6項までを削ります。これは、第5条を1項のみの条にするための形式的な改正であります。

第38条第2項を削ります。これは、第38条を1項のみの条にするための形式的な改正であります。

第42条第1項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第4項については、施設の利用調整において困難な場合は、連携施設において受け入れて教育・保育を提供するという規定を適用しないこととすることができる要件を定めるものでございます。

第42条第5項中「行う者」を「行う施設」に改め、本則に「第4章雑則」を加え、第53条において、電磁的記録等に関して規定するものでございます。

附則におきまして、この条例の施行日を公布の日からと定めるものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定しました。

なお、本議案は条例の改正案ですので、市議会に提出することにいたします。

教 育 長

次に、議第7号「見附市立学校財務事務取扱要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。

学校教育課長に説明を求めます

学校教育課長

議第7号「見附市立学校財務事務取扱要綱の一部を改正する要綱の制定について」ご説明いたします。

改正の理由でございますが、財務会計システムの電子決裁導入に伴い、「見附市財務規則」が一部改正されたことにより、同要綱の改正及び、文言修正についてもあわせて行うものでございます。

条文についてご説明しますので、新旧対照表をご覧ください。

第6条を削除し第7条とし、第8条中「に当たって」を漢字に改め、「校長の決裁」を「課長の決裁」に改め、同条を7条とし、第9条を第8条とします。

第10条第1項中「第6条の規定による範囲内で校長」を「見附市財務規則の専決区分に基づき課長」に改め、同条を第9条とします。

第11条中「支出命令権者」を「支出命令者」に改め、同条を第10条とし、第12条を削除し、第13条を第11条とします。

第14条第1項を削除し、同条第2項中「教頭」を「課長補佐」に改め、同項を同条第1項とし、同条を第12条とし、第15条及び第16条を削除するものでご

ございます。

附則におきまして、この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市立学校財務事務取扱要綱の規程は、令和3年9月6日から適用するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定しました。

教 育 長

次に、議第8号「見附市保育所等施設整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第8号「見附市保育所等施設整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明いたします。

はじめに一部改正の理由でございますが、現行要綱では、保育所等の施設整備については、厚生労働省が管轄する保育所や認定こども園の保育所機能部分のみが補助金の交付対象でしたが、文部科学省が管轄する認定こども園の幼稚園機能部分も補助金の交付対象に加えるものであります。

次に、改正内容についてご説明いたします。

第1条は、厚生労働省の保育所整備交付金交付要綱に規定する事業を削除し、

第2条において、これまでの厚生労働省の保育所整備交付金交付要綱に規定する事業、並びに、文部科学省の認定こども園施設整備交付金実施要領に規定する事業を加えるものでございます。

第3条並びに第4条につきましては、補助の対象となる経費、並びに、補助金額の算定方法についての規定ですが、補助限度額や国、市、事業者の負担割合等は、国の要綱等に明記されているため、本要綱から削るものでございます。

附則におきまして、この要綱は公布の日から施行し、改正後の見附市保育所等施設整備事業補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定しました。

教 育 長

次に、議第9号「見附市保育対策総合支援事業補助金交付要領の一部を改正する要領の制定について」を議題といたします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第9号「見附市保育対策総合支援事業補助金交付要領の一部を改正する要領の制定について」説明いたします。

はじめに一部改正の理由でございますが、この事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施する私立保育園等を支援し、保育所等における新型コロナウイルス感染拡大防止を図るためのものであり、令和3年度の国の要綱の改正に伴い、関係部分を改めるものでございます。

次に、改正内容について説明いたします。

まず、要領の題名を「見附市保育対策総合支援事業費補助金交付要領」に改めます。

交付対象者について、第2条第4号を削り、認可外保育施設のうち、企業主導型保育施設を除きます。

補助金の額について、第4条中、「1施設につき50万円を上限」を「施設の定員に応じ、要綱で定めるもの」に改めます。

第5条から第7条までについては、それぞれの様式の題名及び付随する文言を改めるものであります。

附則におきまして、この要領は公布の日から施行し、改正後の見附市保育対策総合支援事業費補助金交付要領の規定は、令和3年4月1日から適用するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定しました。

教 育 長

次に、議第10号「令和4年度一般会計予算案（教育関係）に関する意見の聴取について」を議題とします。

初めに、教育部長から全体説明をしてもらい、続いて関係課長から所管部分についての説明を求めます。

教育部長兼教育総務課長

議第10号「令和4年度一般会計予算案（教育関係）に関する意見の聴取について」を説明いたします。

見附市一般会計の当初予算の全体像につきましては、「1. 令和4年度当初予算の総括」に記載のとおり172億9,000万円となりました。前年度比3億2,000万円の増額、率にして1.9%の増となっております。

増額の主たる要因は、「見附駅周辺整備事業」が約1億5,300万円減額するものの、「子どもの居場所整備事業」や「清掃センター焼却炉等長寿命化修繕事業」等、これらの各種整備事業に着手することから増額となるものであります。

「2. 令和4年度当初予算重点施策の概要」については、後ほど課単位で説明いたしますので、ここでは説明を割愛いたします。

「3. 各会計別歳入歳出予算総括表」では、先ほど説明いたしました、昨年度比で1.9%増額しました一般会計の他に、4つの特別会計と3つの企業会計の前年

度比率を示しております。

「4. 一般会計歳入歳出予算事項別明細書」の歳出であります。教育委員会事務局の関連経費としては、こども課関連予算を含む「4款 衛生費」が、前年度比で約1,173万円の減、率にして0.6%の減となっております。

また、教育総務課・学校教育課の関連予算であります「10款 教育費」は、前年度比で約5,054万5千円の増額、率にして3.8%の増となっております。

増額の主な理由は、田井小学校部位改修工事や文化ホール屋上防水改修工事等の大規模改修工事の増によるものであります。

「6. 一般会計歳入歳出予算の推移」では、平成25年度からこれまでの一般会計予算の推移がグラフとして表示されております。平成26年度から平成30年度までの5年間は、大型事業への投資により予算規模が上昇しておりましたが、令和元年度から令和3年度にかけて実質予算においては大規模事業への投資に目途が付いた為、財政規模の縮小へシフトしていることを示めております。

なお、令和2年度に予算が大きく伸びているのは、ガス事業譲渡等の特殊要因によるものであります。

第5次見附市総合計画の基本目標を実現するための「重点施策の概要」については、担当課ごとに、こども課、学校教育課、教育総務課、まちづくり課の順番で説明させていただきます。

こども課長

こども課の令和4年度事業について、ご説明いたします。

「小児生活習慣病予防事業」におきましては、小学4年生、中学1年生に血液検査及び血圧健診による生活習慣病健診を実施し、事後指導として食改善指導や健診結果により要指導となった方には個別で指導を実施し、生活習慣の改善を図るものです。

続いて、新規重点事業として、保育園業務支援システムの導入であります。保育園の登降園管理や各種申請、連絡事項等をWebで管理することにより、保護者の利便性向上と保育士の業務軽減を図るものでございます。

続きまして、「4. 人が育ち、人が交流するまちづくり」、「(1) 子育て環境の充実に努めます」が、こども課のメインとなるところです。

①仕事と子育てが両立できる環境を整備します では、例年に引き続き、公立保育園、私立保育園、認定こども園などの就学前児童の保育・教育に要する経費や、病気の回復期にある子どもをお預かりする「病後児保育事業」、小学生の放課後の健全育成のため、「放課後児童クラブ事業」に取り組んでまいります。放課後児童クラブについては、保護者のニーズが高まっていることに対応し、4月に葛巻小学校区に新たにクラブを開設する予定であります。

「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」につきましては、様々な事情を抱えた保護者のレスパイトのため、施設や里親などで一時的に子どもを預かる事業であります。

子どもの居場所整備事業につきましては、旧ツタヤ見附店の建物を子ども（主に小学校高学年）が雨や雪の日でも身体を動かして遊んだり、工作や読書など自由に過ごせる居場所としてリノベーションをするものであります。

次に、②安心して妊娠・出産できる環境を整え、子育て支援体制を整備しますでは、「子育て支援事業」において、市内3か所にある子育て支援センターでの事業や、民間事業所からの協力をいただき実施している子育て応援カード事業をはじめ、「赤ちゃんの駅施設整備費補助事業」により、まちなかの駅や商店など外出先で授乳やおむつ替えなど気軽に立ち寄れる施設整備に対して補助し、地域ぐるみで子育てしやすいまちを目指します。

妊娠・出産から育児まで切れ目のない支援を展開する、「見附版ネウボラ事業」で

は、産前産後のサポートと産後ケア及び就学前までの児童発達に取り組みます。

また、妊娠期から子育て世帯の経済的負担の軽減や疾病予防を図るため、「子どもの医療費助成事業」、「子どもの感染症予防事業」、「妊婦健康診査料助成事業」、「妊産婦医療費助成事業」、「妊婦歯科健康診断事業」、「不育症医療費助成事業」、「不妊治療費助成事業」を実施します。

新規重点事業は、「特別保育利用料補助金」であります。現在、公立保育園での一時保育や子育て支援センターでの一時預かり事業及び、病後児保育室の公立施設では、子育て応援カードを提示していただくことにより利用料を半額としておりますが、令和4年度からは、民間の施設においても、子育て応援カードの提示による利用料に対する補助をするものであります。

想定している施設としましては、令和4年2月に開設した「すまいる保育園」の病後児保育室、4月に開設予定の「みつけの保育園」の病児保育室及び「私立保育園」等での一時保育であります。

また、重点事業の「妊婦の感染症予防事業」は、令和3年度に引き続き、妊婦の季節性インフルエンザ予防接種費用の一部を助成し、ウイルス感染の防止及び妊婦の経済的負担の軽減を図るものでございます。

新型コロナウイルス感染症対策としまして、「こんにちは赤ちゃん給付金給付事業」を引き続き実施します。新型コロナウイルス感染症が長期化する中において、子育て世帯を支援する取り組みのひとつとして、令和4年4月2日から令和5年3月31日に生まれた新生児に5万円を支給し、コロナ禍における子育て世帯を支援するものでございます。

再掲事業は説明を省かせていただきました。

こども課の事業は以上でございます。

学校教育課長

学校教育課の令和4年度事業の概要をご説明いたします。

「⑥だれもがICTを活用できる環境整備を推進します」では、見附市立学校教職員の出退勤をICカード等でシステム管理することにより、労働時間の客観的把握と教職員の業務軽減を図る教職員出退勤管理システムを導入します。

続きまして、「(2)たくましく生きていく「生きる力」を育成します」、「①確かな学力の向上を図ります」では、新学習指導要領の趣旨の実現を図るために増員した師がく外部指導者を3名から2名に戻しますが、引き続き各校の実態に応じた師がくの充実を図り、教育センター嘱託指導主事3名、外部指導者2名で、「主体的・対話的で深い学び」を具現するための授業改善、教員の指導力向上に努めていきたいと考えています。

また、中学校部活動外部顧問派遣事業では、引き続き外部顧問を各校3種目派遣するとともに、令和5年度から、「休日部活動の段階的な地域移行」が始まることを見据え、検討委員会を立ち上げ、今後の運営についての協議を始める予定です。

中学校英語検定受検補助事業につきましても、今年度同様実施します。

「②豊かな人間性と社会性の育成を図ります」及び「③健やかな体の育成と体力向上を図ります」では、0歳から18歳までの一貫した切れ目のない教育支援を行い、ふるさと見附を愛し世に役立つことを喜びとする子どもを育成するため、副読本「みつけ塾」の活用を図り、好事例を共有していきます。

また、スマートウエルネススクールの推進では、スマイルハンドブックの活用や中学生Eポート対抗戦、フッ化物洗口等の歯科衛生を推進していきます。

次に、「(3)地域の人材と資源を活用した教育の充実に努めます」についてです。
学校教育課の令和4年度事業の概要をご説明いたします。

「①地域連携の充実を図ります」では、新しい生活様式に配慮し、「わくわく体験塾」開設講座の充実を図り、小学生にわくわく・ドキドキ・感動する体験を提供し

ます。また、「スクールアカウンタビリティ」につきましても、令和4年度は11月20日（日）に開催予定です。

「(4) 快適な学びの空間、充実した教育環境を整備します」の「①多様なニーズに対応した教育支援の充実を図ります」では、学校教育補助員を小中特別支援学校に37名を配置します。また、学校における事務的業務を補助的に行う教育業務支援員（スクールサポートスタッフ）を4名8校配置に拡充します。これにより教員の負担軽減を図り、児童生徒へのきめ細やかな指導に注力できる教育環境づくりを目指します。

就学援助事業につきましては、国の基準に準じた支援を行ってまいります。

以上です。

教育部長兼教育総務課長

教育総務課分を説明いたします。

「(1) 子育て環境の充実に努めます」、「②安心して妊娠・出産できる環境を整え、子育て支援体制を整備します」の「学校給食費補助事業」では、1,500万円を計上しています。

昨年度の実績は、申請者数257人、補助金交付額が1,480万円でした。今年度分はまだ確定していませんが、概ね昨年度並みとなる見込みです。

「(3) 地域の人材と資源を活用した教育の充実に努めます」、「①地域連携の充実を図ります」の「アースプロジェクト事業」289万1千円は、前年度比で51万9千円の減となっています。普通教室にエアコンが完備されたことから学校によりグリーンカーテン事業を取りやめたことによるものであります。

「②文化財の保護と活用に努めます」では、「耳取遺跡保存活用事業」639万5千円を計上いたしました。令和4年度に緊急実施する発掘確認調査があることから、耳取遺跡補助事業を最小限にとどめて実施するものであります。

「(4) 快適な学びの空間、充実した教育環境を整備します」、「①多様なニーズに対応した教育支援の充実を図ります」の「小中学校通学支援事業」478万7千円ですが、オープンスクール通学補助金の他に、冬期に遠距離を通学している地区の小学1・2年生を対象に1月2月の登下校に要するバスやタクシー等の送迎費用を計上するものであります。

「②安心安全で快適な教育環境の整備を進めます」の「名木野小学校長寿命化事業（基本設計）」で500万円を計上いたしました。「学校施設長寿命化計画」に基づき、名木野小学校の長寿命化改良工事に向けた準備として基本設計を行うものであります。

同じく、「田井小学校部位改修工事」の3,800万円であります。これも「学校施設長寿命化計画」に基づき校舎の部位改修を行うものであります。

「5. 行政経営計画」「(1) 行政運営の見直しを進めます【民間活力の導入】」の「図書館」5,912万円ですが、令和2年度から5か年間業務を受託している事業者への指定管理料であります。

「(2) 収入の確保に努めます」、「学校給食センター使用料・貸付料収入」の3,250万5千円ですが、給食センターが稼働していない時間帯に施設の一部を民間事業者に貸し出し、料金を徴収することにより学校教育施設の維持管理費の確保を図るものであります。

以上でございます。

まちづくり課長

それでは、まちづくり課の令和4年度教育関係の主要事業予算について説明いたします。

「(5) ライフステージに応じた学びの環境づくりに取り組みます」についてです。

「①生涯学習を支援します」の375万8千円ですが、公民館自主事業の講座開

催のための謝金などの経費であります。

次に「②芸術・文化の充実に努めます」についてです。

「アルカディア音楽祭補助事業」の230万円ですが、令和4年度が第30回記念となる音楽祭開催事業となるため、こちらの事業に対しての補助金であります。

「小中学生音楽鑑賞事業」の207万8千円ですが、見附市の音楽プロデューサーをお願いしている船橋先生の企画による小中学生音楽鑑賞事業などの経費であります。

「文化ホール屋上防水改修工事」の4,100万円ですが、施設の長寿命化を図るため、屋上防水シートを改修する工事費であります。

次に「③市民一人1スポーツの実現に向けた取り組みを推進します」についてです。

「地域ジュニア競技育成事業」の63万5千円ですが、ジュニア層の選手の育成強化を図るための補助金であります。

「総合型地域スポーツクラブ事業補助」の70万円ですが、見附市総合型地域スポーツクラブの活動を支援するための補助金であります。

「運動公園テニスコート人工芝張り替え工事」の4,800万円ですが、元町の運動公園テニスコートの人工芝全面を張り替える工事費で、令和3年度予算を繰り越して来年度工事を行う予定であります。

説明は以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

小 倉 委 員

学校教育関係の部活動外部顧問についてですが、学校の部活を地域に持っていくということは、色々な課題があると思いますが、学校教育としての部活動の在り方

を踏まえた地域への移行ということに重点を置かないと、子どもを指導するのが教員ではなく、外部指導者というのは一般人ですから、学校教育としての部活は継承されていくのかがどうか今後不安です。学校としての部活はどんな括り方になっているのでしょうか。

学校教育課長

ご指摘の部分も含めて、今後地域移行についての議論を進めていく必要があると思います。今まで学校教育で行ってきた良さもありますし、デメリットの部分もありますし、教員だけではなく、見附市の保護者や地域と共通理解が図れなければ、よりよい部活動の方向にはいかないと思いますので、それは非常に重要な視点であると考えています。

齋藤委員

土曜日曜の部活動を段階的に地域移行していくということが大事な柱ではないかと思います。そして、中学校の先生方の勤務時間の問題も、そこに集約されていくのではないかと思います。

土曜日曜は、極力、学校の先生方が部活動から離れて、充分休めるような体制を取っていくことが大事であり、そうすることで、もっと先生方は授業に力を注いでいけるのではないかと考えています。

もうひとつは、教職員の出退勤管理システムの導入についてですが、これまでも特に退勤の時間については、何らかの形で管理してきたわけですが、このシステムを導入することによって、どう変わっていくのか。システムの導入とは、どういうものなのか。お聞かせいただきたい。

学校教育課長

今までも各学校では、働き方改革を進めていくうえで、管理職が出退勤を管理しなさいということになっています。ただ、国の方で管理の仕方をより客観的に管理

するというので、今の見附市の状況は、職員の自己申告になっており、それを管理職が把握していますが、そうではなく、ICカードを差し込んで記録される仕組みで、このように客観的な管理を文部科学省が強く求めており、今年度、見附市はそれを導入していくということです。これは、法律的な縛りがある取り組みであります。

しかし、教職員の出退勤だけを管理すれば勤務時間が減るかといえば、そうではないとは思いますが、客観的に管理職が実態を把握し、そして職員もそれに基づいて今の仕事の仕方をどうすればよいのか、ということについて考えるキッカケにしていきたいと考えています。

齋藤委員

いわゆる、タイムレコーダーに近いもので出退勤時間を管理するというものでしょうか。

学校教育課長

出退勤時間だけを管理するのではなく、それらを全部一括で管理職が見ることができ、教育委員会もひとりひとりデータを把握できるので、個別に応じた勤務実態のアドバイスもすることができるというシステムになっています。

齋藤委員

問題は、それを導入したからと言って、教職員の業務が軽減されるわけではないですね。これは、何年も前から言われており、そのたびに現場も力を入れて会議の回数を減らしたりして頑張ってきたが、今現場における教職員の業務の軽減上の課題は何ですか。

学校教育課長

いくつかありますが、見附市の実態は、このデータについては全て県に報告し、一括市町村別に管理されています。その中で見附市は、小中特別支援学校において、

他市に比べると勤務時間は少なくなってきました。ただ、個別に目を向けてみると、年度初め異動してきたばかりの先生や、新採用3年目くらいの若い先生は長時間勤務の実態があったり、教頭の時間が長かったり、一部の職員に公務上仕事が偏ったり、季節ごとに多くなったり、学校によって様々ですが、各学校はこの3年間くらいで改善してきました。

しかし、ただ時間を減らすだけでは解決できない問題もありますし、やりがいにもつながってきますので、そこを管理職がマネジメントしていく必要があると思っています。

いずれにしても教職員は、給特法という法律の中で、今まで勤務時間という概念が弱かったと思います。その部分を管理職だけではなく、教員ひとりひとり考えていくきっかけの中で、客観的に勤務時間が自分自身で把握できるということは、意味のある事だと思っています。今は自己申告ですので、実際の時間より短くも長くも申告することができますが、今後客観的に時間を管理することになりますので、学校にいる滞在時間は把握できます。教員の場合、学校にいる時間イコール勤務時間ではないので、仕事として滞在している時間は勤務時間ですが、勤務と違う部分の選別も客観的なデータがあれば管理できますので、国も客観的なデータでの把握を強く求めているところです。

それをもとにして、それぞれの学校の課題を考え、長時間の原因は何かといえば、学校や公私によって違いますので、それぞれの学校がこの管理システムで見えてくる課題を解決できるきっかけになればよいと思っています。

齋木委員

中学校英語検定の受験補助について、中学校1年生がこのサポートのおかげで受験しようというもので、英語に対する学びの意欲向上のきっかけになると思います。

例えば、見附市の主催で中学生のスピーチコンテストをするなど、中学1年生の

検定補助が終わった後が途切れてしまわないように、中学から高校へのつながりなど、意欲的な生徒の継続的な学びにつながるような取り組みがあると良いと思います。

学校教育課長

この事業を導入したきっかけは、1年生の英語に対する興味関心を高め、のちに英検4級、3級につなげ、最終的に中学3年生の3級合格者数を増やしていきたいという制度設計です。確実に成果は上がってきていると捉えています。

しかし、ご指摘のように制度を導入して6年になりますので、今後そこを足場にして違う施策を入れることで、より3年生の英検3級合格率が高まることにつながると考えられますので、今後検討していかなければならない課題と思っています。

スピーチコンテストという場を作ることもひとつの手段ですし、現在中学校1年生の5級等を補助していますが、次の級も入れることで効果が上がるのであれば、今後検討していきたいと考えています。

齋藤委員

通学支援事業の中で、冬季に子どもたちが支援を受けてバスで通学しているということですが、これは見附小学校区の石地地区の子どもたちでしょうか。

教育部長兼教育総務課長

見附小学校が石地地区、葛巻小学校が柳橋地区、新潟小学校が千刈地区となっており、通学距離が遠いことや、住宅が連単していないなどの基準を設け、地域設定をしています。

齋藤委員

「バス等」と記載されてますが、タクシーも該当ありますか。

教育部長兼教育総務課長

年度によって対象者の数が違います。柳橋地域は比較的人数が多いためバスにな

りますが、人数が少ない地区の場合はタクシーを利用するなど、状況によって使い分けています。

齋藤委員

不安なのは、過去の教育委員会会議で、地域のコミュニティの方から車を出してもらって、該当する子どもたちを学校まで送る、という説明があったが、それは現在おこなっていないということでしょうか。

教育部長兼教育総務課長

今回のこの事業につきましては、公費で通学手段を提供しているものでありますが、他にも地域でコミュニティワゴンを出して送迎している、という地域もあります。ですので、必ずしもということではなく、市では条件を満たす小学校低学年の子どもを対象にしていますが、例えば中学校で距離がある地域の生徒であったり、様々なケースがありますので、地域を含めてベストな対応は何か議論しながら支援の方法を選定しています。

齋藤委員

地域の方は、運転のプロでなく要するに素人ですよ。その方に、子どもの命を預けさせるということは違うと思う。もし万が一ということがあったときに、責任を負わされることになるので、バスやタクシーを利用することが良いと思う。自分の子どもを送り迎えすることは良いが、他人の子どもを乗せて事故にあったときは大変なことになると思うと心配です。

教育部長兼教育総務課長

稼働時には、保険なども考慮したうえで運転してもらっています。現在コミュニティでは、比較的小さい子どもに対してはプロに運転を依頼する対応を取っていますが、コミュニティにより中学生等を送迎している地域については、地域のお年寄りをコミュニティワゴンで病院や定期市などへ送り迎えするサービスをおこなって

いる地域があります。その延長線で、中学生の対応や保護者が集まってワゴン車を借りて保護者が運転し、保護者たちの同意のなかでワゴン車を運行して、地域の子どもたちを送迎しているというパターンもあります。あくまでも保護者や地域の同意のもとに運行しているサービスであります。なお、ワゴン車には市の保険がかかっていますので、最低限の事故は補償されています。

ただ、ご指摘の通り、プロではありませんので、そのへんのリスクはどうなんだ、という議論はあります。

齋藤委員

私は腑に落ちないのですが、やはりいくら保険に入っているとはいえ、もし子どもに大ケガがあったり、最悪亡くなるような事態になった時には、保険で賄える部分はあると思いますが、道義的な責任という部分では厳しい立場におかれるのではないかと思います。

教育部長兼教育総務課長

いまここで説明している事業は、あくまでも市が公費を入れながらプロに依頼する事業です。地域のコミュニティワゴンを利用する事業については、市の事業ではないということを切り分けてご理解いただきたい。

教 育 長

ほかにご質問はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第11号「令和3年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について」を議題とします。

関係課長から順に説明を求めます

教育部長兼教育総務課長

議第11号「令和3年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について」説明いたします。

教育総務課、学校教育課、こども課の順番で関係予算を説明いたします。

10款6項4目「給食センター運営費」の1,300万円の減額であります。給食センターの光熱水費に執行残が生じるため、実績により1,300万を減額するものでございます。

以上でございます。

学校教育課長

学校教育課関係の補正予算について説明させていただきます。

10款2項2目小学校教育振興費のうち、小学校就学援助費補助事業費323万5千円の減額補正をお願いするものでございます。

補正の理由であります。予算要求時の見込積算人数と実際の申込者数の差異により生じた執行残相当額（見込）を減額するものでございます。

続きまして、10款3項2目中学校教育振興費のうち、中学校就学援助費補助事業費434万5千円の減額補正をお願いするものでございます。

補正の理由であります。予算要求時の見込積算人数と実際の申込者数の差異により生じた執行残相当額（見込）を減額するものでございます。

続いて、10款3項2目、中学校教育振興費のうち、新型コロナ関連の中学校教

育振興事業費80万3千円の補正をお願いするものでございます。

補正の理由でありますが見附市立の中学校が新型コロナウイルス感染症拡大により、修学旅行が延期になったことにより発生した保護者負担分の経費企画料等を市が補助するものでございます。

以上でございます。

こども課長

こども課関係の補正予算について説明させていただきます。

3款民生費1項5目、子育て世帯生活支援特別給付金事業費280万4千円の減額は、システム改修委託料130万4千円、及び給付実績に基づき給付金150万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、3款1項5目、子育て世帯生活支援特別給付金事業費（その他世帯分）2,000万円の減額は、給付実績に基づき給付金の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、3款2項1目、児童福祉総務費91万8千円の増額は、放課後児童健全育成事業において、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、市内11か所の放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員等の処遇の改善のため、令和4年2月から収入を3%程度引き上げるための補助を行うため、増額補正をお願いするものでございます。

以下、「3款2項2目、私立保育所運営事業150万円の増額」、「3款2項2目、認定こども園・小規模保育施設運営事業310万円の増額」、「3款2項3目、へき地保育所運営事業70万円の増額」も同様に、国からの収入3%（約9,000円）程度を保育士などの職種に従事する者への処遇改善ということで示されていますので、同様に補正をお願いするものであります。

続きまして、3款2項2目、認定こども園・小規模保育施設運営事業については、

今ほどの収入3%程度引き上げの補助のため増額の部分と、「施設等利用給付交付金」については、実績に合わせて400万円の減額補正をお願いするものでございます。収入関係は以上です。

続きまして、3款2項4目、児童手当費586万5千円の減額は、児童手当等交付事業において当初の見込みより支給対象児童数が少なかったため、扶助費の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、3款2項5目、児童扶養手当費750万円の減額は、児童扶養手当等交付事業において当初の見込みより児童扶養手当の受給資格取得者が当初見込みより少なかったため、扶助費の減額補正をお願いするものでございます。

4款衛生費1項3目、予防費330万円の減額は、子どもの感染症予防事業において、日本脳炎ワクチンの出荷量の調整により、接種者に優先度をつけざるを得なくなり、接種者数がしぼられたことにより、ワクチン代である消耗品費330万円の減額補正をお願いするものでございます。

4款1項4目、母子衛生費1,600万円の減額は、子どもの医療費助成事業において、当初の見込みより医療費が少なかったため、実績に合わせて減額補正をお願いするものでございます。

4款1項4目、母子衛生費290万円の減額は、妊婦健康診査料助成事業において、妊婦一人当たり14回分の健康診査料の助成をしていますが、出産予定日より早く生まれる場合など、14回の健診を終える前に出産に至る場合等により、当初の見込みより受診実績が少なかったため、実績に合わせて減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問はありませんか。

小林委員

学校教育課の補正予算で、経済的困窮を支援するための予算が、当初見込みより少ないので減額するというものがありました。これは経済的支援が必要な人たちがいなくなったということなのか、どういう事情による差異の生じ方なのか、あるいは当初何人分見込んでいたのかなどの事情を教えてください。

学校教育課長

就学援助費については、例年2月の教育委員会定例会で減額補正を要求しています。対象の家庭が少なくなったのかということについては、当初予算を立てる見積もりの段階よりも減っているという状況であり、援助を必要としている家庭については、減っているということではありません。

今年度、小学校の援助費を申し込んだご家庭は247件で、令和2年度は273件でした。中学校では年度当初146名を見込んでいましたが、今現在124名申し込みがあり、令和2年度は123名で、決して必要な人が減ってきているというわけではなく、あくまでも当初予算の要求は足りなくならないよう見込みより多めに計上しています。

教育長

ほかにご質問はありますか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教育長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第12号「教職員（管理職）人事の内申について」を議題とします。

この議案につきましては、新年度当初の教職員人事でありますので、内示の日までは公開できません。従って、本議案の審査は「非公開」にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案の審査は、非公開により進めることといたします。

事務局においては、会議録の調整にあたり、対応をお願いします。

なお、これより、お手元に配布します議案書につきましては、審査終了後に回収させていただきます。内示後に改めて配布させていただきますので、ご了承願います。

----- ここから非公開審議 -----

----- ここまで非公開審議 -----

教 育 長

ここで、非公開と決定しました議第12号の審議が終了しましたので、議事録の調整をお願いします。

教 育 長

次に、議第13号「令和3年度見附市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付）支給事務実施要領の一部を改正する要領の制定について」を議題といたします。

こども課長に説明を求めます

こども課長

議第13号「令和3年度見附市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付）支給事務実施要領の一部を改正する要領の制定について」説明いたします。

はじめに一部改正の理由でございますが、先ほど、議第1号専決処分でご承認いただきました、「令和3年度見附市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付）支給事務実施要領」の一部を改正するもので、既に実施している当該事業において、離婚等により、現に子どもを養育しているにもかかわらず、給付金を受け取れなかった方に対して別途本給付金を支給する旨の制度の見直しについて、令和4年2月7日付けで内閣府より通知がありました。このことに伴い、国の制度に合わせ、所要の改正を行うものでございます。

対象となる児童は、平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた児童であり、支給対象者は、令和3年8月31日以後に離婚もしくは、離婚協議中のため令和3年9月分の児童手当の受給者ではなかったが、令和4年3月分の児童手当受給者となった方、または、高校生相当である平成15年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた児童を令和3年9月30日時点においては養育していなかったが令和4年2月28日時点において養育している者であります。いずれも令和4年2月28日までに申請があった場合は、申請時において養育している者とするものでございます。

ただし、元養育者等に既に支給された給付金を元養育者等から受け取った場合や、元養育者等に既に支給された給付金を対象児童のために使用した場合及び児童手当制度の所得制限限度額を超える方は対象外となります。

支給額は、対象児童一人につき10万円ですが、元養育者等に既に支給された給付金を元養育者等から受け取った場合や、元養育者等に既に支給された給付金を対象児童のために使用した場合は、その額を控除し支給するものでございます。

条文につきましては、只今説明させていただいた内容についてを改正し、申請書として様式第5号を加えるものでございます。

附則におきまして、この要領は、公布の日から施行し、改正後の令和3年度見附市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付）支給事務実施要領の規定は、令和4年2月7日から適用するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定しました。

教 育 長

以上で、本日提出されました議題の審議は、全て終了しました。

これにて令和4年第1回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

15時50分閉会

以上、会議の概要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び議事録署名委員ここに署名する。

教育長

渡邊 茂夫

議事録署名委員

齋藤 義章